

五所川原PRキャラクター「ごしょりん」着ぐるみ貸出・使用要領

(趣旨)

第1条 五所川原地域ブランド推進啓発及び五所川原市のイメージ向上のため、五所川原PRキャラクター「ごしょりん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸出し、使用させる場合について、必要な事項を定めるものとする。

(承認及び貸出機関)

第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者(以下「借受希望者」という。)は、予め五所川原市長(以下「市長」という。)の承認を得なければならない。また、着ぐるみの貸出しについては、主管課が行うものとする。

(対象)

第3条 貸出しの対象は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動グループや団体及び企業
- (2) その他市長が適当と認める者

(対象行事等)

第4条 着ぐるみは、次の各号に掲げる行事に使用する場合に貸出できるものとする。

- (1) 市が開催する行事
- (2) 県内の市町村が開催する行事
- (3) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体(法人格がないものを含む)が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的としない行事
- (4) 民間企業等が開催する行事で、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (5) その他、市長が五所川原地域ブランド推進啓発及び市のイメージ向上に資すると判断した行事

(貸出物品)

第5条 貸出す着ぐるみは、原則1行事に対して1セットとする。

- (1) エアータイプは、本体・送風機・バッテリーで1セットとする。
- (2) ウレタタイプは、頭部・胴体・足の3パーツ及び枝で1セットとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

ただし、市長が適当と認めた場合は、1週間を超えての貸出も可能とする。

(貸出方法)

第7条 着ぐるみの貸出しの手続きは、以下のとおり行うものとする。

(1) 借受希望者は、「ごしょりん」着ぐるみ貸出申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に必要事項を記入の上、貸出目的の詳細が分かる資料を添えて、1週間前までに市長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 1 市の事業等で使用する時
- 2 その他市長が適当と認めた時

(2) 市長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、「ごしょりん」着ぐるみ貸出承認・不承認通知書(様式第3号)により借受希望者に通知するものとする。なお、着ぐるみを着用する人物は借受希望者が手配するものとする。また、前項ただし書による申請の場合は、原則として電話やメール等による承認の通知となる。

(3) 貸出しを受ける者(以下「借受者」という。)は、原則として、主管課から着ぐるみを直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。その際はクリーニング等はないが、原状回復(ほつれた箇所を修繕したり、内部の除菌、土等で汚れた場合は拭き取る等)の上、返却する。

(4) 申請状況によっては、貸出しが受けられない場合がある。

(料金)

第8条 貸出料金は無料とする。ただし、運搬に係る経費は借受者の負担とする。

(その他)

第9条 借受者が、着ぐるみを破損した際は、現物または実費をもって弁償させる場合がある。

(使用方法)

第10条 借受者は、着ぐるみの使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 借受者は、着ぐるみの使用目的に即した利用とする。
- (2) 借受者は、第三者に転貸してはならない。
- (3) 借受者は、着ぐるみの使用及び使用後の手入れについては本要領及び別紙の留意事項により取り扱うものとする。

(承諾の取消)

第11条 市長は、借受者が第1条から第10条までの事項や別紙の留意事項に違反し、かつ是正される見込がないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すこと等ができる。また、前段の処置をとった際に借受者に損害が生じてても、市長はその責を負わないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに関わる必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月12日から施行する。

附則

この要領は、令和元年9月3日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月21日から施行する。

附則

この要領は、令和4年 月 日から施行する

着ぐるみの使用及び使用後の手入れ等に関する留意事項

- 1 会場の気温、天候等を考慮し、着用者の水分補給や頭部等の冷却など、十分な暑さ対策をすること。また、長時間着用する場合は適宜休憩をとるなど、無理のない着用をすること。
- 2 着ぐるみを着用するものは、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖や長ズボン等を着用すること。
- 3 原則として、雨天時の屋外での使用は控えること。
- 4 五所川原市PRキャラクターのイメージを保つため、着ぐるみを着用した状態でのイメージを低下させるような行為やポーズ、声出し、頭脱ぎ等は慎むこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- 5 着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため補助者をつけること。
- 6 使用後は、除菌・消臭スプレー等を使用し、手袋は裏返しにして風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- 7 着ぐるみ（特にエアータイプ）は柔らかい素材でできているので、極度に動きの激しい利用を避け、輸送、保管の際の置き方には十分注意すること。
- 8 着ぐるみの使用状況の確認に要するため、使用後は速やかに活動写真（データ又はプリント）を主管課に提供すること。